

令和2年度 第1回 伊勢原市まちづくり審議会 会議録

〔事務局〕 都市政策課

〔開催日時〕 令和3年2月19日(金)

〔開催場所〕 書面開催

〔出席者〕

(委員) 遠藤会長、堀口副会長、寺本委員、増田委員、下嶋委員、塩原委員、
宮川委員

(事務局) 飯田参事兼課長、大園係長、他1名

〔公開の可否〕 公開

〔傍聴者〕 書面会議につき、なし

〔議題〕

【議案第1号】 令和2年度地域景観資源登録について

【報告事項】 景観表彰制度について

〔送付資料〕

資料1 令和2年度第1回伊勢原市まちづくり審議会議題資料

資料2 地域景観資源登録候補(22件)一覧

資料3 地域景観資源登録提案書(写)

資料4 登録提案のあった景観資源位置図

資料5 登録相当とした景観資源の位置等詳細

資料6 回答様式(表決書)

別紙1 令和2年度第1回伊勢原市まちづくり審議会書面開催について

《 意見等 》

【議案第1号】令和2年度地域景観資源登録について

No.	意見等の要旨	事務局の考え方
1	<p>例年どおりの選考が難しい中で、これまでの制度周知が奏功し、市民意見により登録候補が集まったことは良かったと思う。</p>	<p>今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への配慮から、市民ワークショップを中止するなど、市民との対話の機会づくりが難しい状況にありました。</p> <p>一方、継続的な取組を進めていく中で、当該登録制度の認知度も高まりつつあり、地域のまちづくり活動の中で取り上げていただく機会も増えています。</p> <p>今後も市民目線で魅力的な景観資源が再発見できるよう、取組を進めていきます。</p>
2	<p>昨年度に引き続き、比々多地区の景観資源が複数登録となるため、来年度以降、他地区の景観資源も登録できると良いと感じる。</p>	<p>市内には、再発見されるべき景観資源がまだまだたくさんあると考えています。今後も継続した制度運用を行い、広く市内全域から景観資源登録が進むよう努めていきます。</p> <p>また、地域景観資源登録により、地域の個性や魅力が生かされる景観まちづくりを目指していきます。</p>
3	<p>「善波・栗原地区のみかん畑及びそこからの景観」については、同様の景観要素を持つ地区もあるため、登録に当たっては、さらに市民意見を聴取する必要があると考える。</p>	<p>みかん畑は、善波・栗原地区のほか、隣接する坪ノ内地区にも一団として広がっています。このため、今後の取組として、市民等の意見聴取の機会などを設けながら、対象範囲や眺望点の位置など、登録に向けた課題整理を進めていくこととします。</p>

4	<p>市民意見の聴取に際しては、様々な手法により、各景観資源が持つ特性や構成要素を把握することが望ましいと感じる。</p> <p>これにより、地域住民が景観の対象や範囲を明確に認識し、理解することが大切であると考えます。</p>	<p>地域景観資源登録の提案に際しては、景観資源の位置や周辺の状況を示す図面を添付していただくこととなっています。また、提出された図面をもとに現地調査などを行い、伊勢原市景観規則第26条で定める登録要件を満たすものであるかを確認しています。</p> <p>登録された地域景観資源の位置については、今後、GIS上へのプロットや市ホームページへの地図データの公開などにより、より広く市民に理解・認識していただけるよう取組を検討していきます。</p> <p>また、市民意見の聴取に当たっても、共通の理解と認識のもとに進められるよう、工夫を行っていきます。</p>
5	<p>「善波・栗原地区のみかん畑及びそこからの景観」については、伊勢原市景観規則第26条第1項第1号に基づき、みかん畑の位置又は範囲を示すことが必要と考える。</p> <p>また、同規則第26条第1項第3号における「短期間」とはどの程度なのか明確にすることで、継続性の目安を示すと良いと思う。</p>	<p>「善波・栗原地区のみかん畑及びそこからの景観」については、隣接する坪ノ内地区にも一団として広がっています。</p> <p>このため、今後の取組として、市民等の意見聴取の機会などを設けながら、対象範囲や眺望点の位置など、登録に向けた課題整理を進めていくこととします。</p> <p>伊勢原市景観規則第26条第1項第3号に規定する「短期間」については、登録される景観資源の特性により、その捉え方が異なるものと考えています。今後の資源登録に当たり、景観資源を幅広く捉えながら議論することができるよう、個別案件毎に判断していきたいと思っております。</p>
6	<p>登録された景観資源が維持保全される仕組みづくりが大切であると考えます。</p> <p>所有者にのみ維持保全を委ねることは、負担が大きいケースも考えられる。特に今回の「善波・栗原地区のみかん畑及びそこからの景観」については、具体的仕組みの検討が必要であると考えます。</p>	<p>「善波・栗原地区のみかん畑及びそこからの景観」は、地域の人々の生活や生業などを背景に形成されている景観です。</p> <p>登録に当たっては、景観資源の維持保全のあり方等について、地域の皆さんの意見などを聴きながら、市民に長く愛され親しまれるものとなるよう、取組を検討していきます。</p>

7	<p>景観資源の維持保全には、専門的な知識と技術が必要となる。これを担う主体の一つとして、景観法第92条に定められる景観整備機構制度の活用が必要になると考える。</p>	<p>登録された景観資源によっては、その維持保全に当たり、専門的な知見が必要となる場合があると認識しています。</p> <p>今後も地域景観資源登録制度の運用に当たっては、必要に応じて、景観法に基づく制度等の活用に努めていきます。</p>
8	<p>三之宮比々多神社の地域景観としてのシンボル性、また、同神社元宮からの眺望の歴史・文化性は素晴らしく、登録することが妥当であると考え</p>	<p>「三之宮比々多神社」及び「三之宮比々多神社元宮からの眺望」については、地域景観資源の登録の承認をいただきましたので、登録に向けた手続を進めさせていただきます。</p> <p>また、当該景観資源の魅力を広く周知することで、より多くの方に知っていただき、訪れていただけるよう、努めていきます。</p>
9	<p>「三嶋神社のしだれ桜」について、伊勢原市観光協会HPで「花めぐり」の紹介があり、三嶋神社に限らず、他の寺社などにも花木に関する見所が多くあることを知った。当該景観資源の登録に当たってはこれらとの相対比較や登録基準、今後の取り組み方向なども検討・言及した方が良く</p>	<p>伊勢原市観光協会HP「花めぐり」で紹介されているように、市内には多くの花の名所があり、これまでも、「渋田川の芝桜や桜並木」「日向の彼岸花」「総合運動公園の桜並木」などが地域景観資源として登録されています。</p> <p>今後も、こうした花の名所について、市民から登録候補として挙げられることがあると考えています。</p> <p>その際には、市民ワークショップなどにおいて、他の景観資源との相対評価や登録基準、また、登録後の取組の方向などに関する意見交換を行い、登録に当たり言及できるよう努めていきます。</p> <p>また、「三嶋神社のしだれ桜」の登録では、その紹介に当たり、できる限り相対的な評価についても、説明できるよう努めていきます。</p>
10	<p>「善波・栗原地区のみかん畑とそこからの景観」は、登録に向けて、継続した検討を期待する。</p>	<p>みかん畑は、善波・栗原地区のほか、隣接する坪ノ内地区にも一団として広がっています。このため、今後の取組として、市民等の意見聴取の機会などを設けながら、対象範囲や眺望点の位置など、登録に向けた課題整理を進めていくこととします。</p>

【報告事項】景観表彰制度について

No.	意見等の要旨	事務局の考え方
1	<p>要綱(案)3条で「まちづくり」とそれ以外の景観形成寄与を分けるのはどのような趣旨でしょうか。</p>	<p>表彰対象は、運用基準(案)に示す要件を充足するものと考えています。</p> <p>要綱(案)第3条第1項第2号は、表彰要件の全てを満たさないものであっても、良好な景観形成に貢献していると市長が認めるものを表彰対象とする趣旨で定めています。</p> <p>ご指摘のとおり、表現の明瞭さに欠ける部分があるため、条文を「その他、市長が必要であると認めたもの」と修正する方向で検討します。</p>
2	<p>景観表彰制度の運用において、景観法第92条で定める景観整備機構の活用ができるようになる。</p> <p>また、表彰した場合は、市内外へ周知を図り、多くの人に伝わるよう努めて欲しい。</p> <p>当該制度により、景観まちづくりが多くの人に理解され、具体的な取組につながっていくことが大切である。</p> <p>加えて、取組を支援する仕組みも必要であるとする。</p>	<p>景観表彰制度の活用により、景観まちづくりが多くの人々に理解され、また、実践されるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、表彰者等について、幅広く周知することで、その取組が様々な繋がりのもとに、多様な景観まちづくりに発展していくよう努めていくとともに、必要に応じて、支援を行っていきたいと考えています。</p>
3	<p>景観まちづくりの実現に向けて、景観表彰制度の充実には、行政のサポート・支援の継続を期待する。</p>	<p>本市のより良い景観まちづくりに寄与している取組などを幅広く支援できるよう、景観表彰制度を活用していきたいと考えています。</p>

【その他】

No.	意見等の要旨	事務局の考え方
1	<p>地域景観資源のGISデータ化（ポイント、ライン、ポリゴン）ないし市のwebGISへの公開は考えているのか。</p>	<p>今年度の3の景観資源の登録により、21の景観資源が登録されることとなります。</p> <p>このように、一定数の登録がされたことを踏まえ、今後、地域景観資源のGISデータ化やアクセスマップの作成及びそれらの市ホームページ等への公開について、取り組んでいきます。</p>
2	<p>審議会開催に当たっては、各委員の多角的な知見や意見の交換が行われ、それぞれの考え方を可能な限り反映できる形式が望ましいと考える。</p> <p>例えばオンラインシステムを活用したweb会議による開催方式は検討したのか。</p>	<p>オンラインシステムを活用したweb会議については、すべての委員のインフラ環境が整っていることが条件となります。</p> <p>今回の開催に当たっては、こうした条件を確認できなかったため、書面による開催としました。</p> <p>今後も、各委員にインフラ環境の整備状況を事前確認し、実施可否を判断していきます。</p>
3	<p>引き続き、景観まちづくりの実現に向け、更なる市民意識の向上や参加意識が高まるよう、取り組まれることを期待する。</p>	<p>今後も、まちづくり審議会において、御意見や御助言をいただきながら、より良い景観まちづくりの実現に向けて、取り組んでいきます。</p>